

行政計画の名称ガイドライン

ただし、法令等で名称が定められている場合、審議会等で名称が決定された場合等は、この限りではありません。

分類	内容	名称
<p>「基本構想」 にあたるもの ⇒ 政策レベル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一定の行政課題に対する行政活動の基本的な方針を示すもの。 ○ 比較的長期の期間で 施策の基本的方向や基本戦略、目標及び推進姿勢等を定めるもの。 	<p>構想 ビジョン</p>
<p>「基本計画」 にあたるもの ⇒ 施策レベル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策目的を実現するための具体的な手段のまとめり。 ○ 基本構想に掲げる将来像等を達成するため、基本的施策を明らかにするもの。 ○ 基本構想にもとづき基本目標及び施策の大綱を体系的に示すもので実施計画の基礎となるもの。 	<p>基本計画 マスタープラン</p>
<p>「実施計画」 「事業計画」 にあたるもの ⇒ 事務事業レベル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施策の具体的な方針を達成するための手段 ○ 基本計画にもとづく施策を実施するために必要な事業を明らかにする、財源の裏付けを伴う具体的な計画。 ○ 施策を具体化するための事務事業について優先度、緊急度、重要度、熟度、財政状況を勘案し、その実施スケジュールを策定したもの。 	<p>実施計画 事業計画 アクションプラン</p>